

さいたま市告示第418号

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定（平成17年さいたま市告示第349号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
収納取扱 金融機関 の名称	本店（本 所）の所 在 地	取扱店舗	事務取扱 の範囲	収納取扱 金融機関 の名称	本店（本 所）の所 在 地	取扱店舗	事務取扱 の範囲
[略]				[略]			
株式会社 東日本銀 行	東京都中 央区日本 橋3丁目11 番2号	[略]	さいたま市 下水道事業 の業務に係 る公金の収 納の事務（ ただし、店 舗窓口での 収納を除 く。）	株式会社 東日本銀 行	東京都中 央区日本 橋3丁目11 番2号	[略]	さいたま市 下水道事業 の業務に係 る公金の収 納の事務
[略]				[略]			

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。